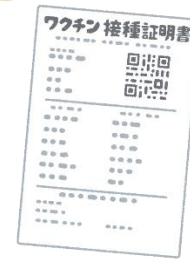


新型コロナワクチン接種証明書(ワクチンパスポート)

の申請について



令和3年12月20日(月)からワクチン接種証明書(ワクチンパスポート)の国内用の発行が始まります。海外渡航用に証明書が利用可能な国・地域については、外務省のホームページにおいて随時公表されます。

ワクチン接種証明書(ワクチンパスポート・海外用及び日本国内用)の概要

海外の渡航先への入国時に、相手国などが防疫措置の緩和などを判断するうえで活用することができるよう、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の事実を公的に証明する接種証明書を交付します。

ワクチン接種証明書は、予防接種法に基づいて各市町村で実施された新型コロナワクチン接種の事実を公的に証明するものとして、接種者からの申請に基づいて交付いたします。

マイナンバーカードとスマートフォンを持っている方が申請可能な「接種証明書(電子版)」については、令和3年12月20日から受付開始となります。二次元コードの掲載についても、電子版の受付開始と同時期に行われる予定です。詳細はデジタル庁ホームページ(<https://www.digital.go.jp/policies/posts/vaccinecert>) (外部サイト)をご覧ください。

ワクチン接種証明書(ワクチンパスポート・日本国内用)の概要

「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書(ワクチンパスポート・日本国内用)」は、ワクチンを接種した事実を日本国内において証明する場合にのみ有効な証明書となります。

紙の証明書、マイナンバーカードとスマートフォンを持っている方が申請可能な電子版の接種証明書どちらも、令和3年12月20日から受付開始となります。二次元コードの掲載についても、電子版の受付開始と同時期に行われる予定です。詳細はデジタル庁ホームページ(<https://www.digital.go.jp/policies/posts/vaccinecert>) (外部サイト)をご覧ください。

ワクチン接種後に会場で渡された「予防接種済証」や「接種記録書(医療従事者等で接種した方)」は、引き続き、どちらも国内にてワクチン接種事実を証明する書類として利用可能のため、大切に保管してください。紛失等必要な場合に申請してください。

接種証明書交付の対象者

交付の対象となる方は、直島町が発行した接種券を使用して日本国内でワクチン接種を受けた方です。

申請に必要な書類

◆窓口で本人が申請する場合◆

1. 交付申請書
2. 接種事実を確認できるもの(接種済証・接種記録書(医療従事者等で接種した方)等)の写し
3. (国内用の場合)本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)の写し
4. (海外渡航用の場合)有効期限内の旅券の写し

※記載事項確認の為、旅券番号・ローマ字氏名が必要です。

※旧姓、別姓、別名の表記がある場合は、それらの確認ができる書類

★郵送による交付を希望される方は、上記の書類の写しと返信用封筒(返送先住所を記入し、切手を貼ったもの)を同封してください。

郵送先

〒761-3110 香川県香川郡直島町1122番地1 直島町役場健康推進室 宛て

◆窓口で代理の方が申請する場合◆

1. 委任状(本人が自署してください。)
2. 委任された方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

※上記書類に加えて必要となります。



注意事項

- 証明書の発行に、手数料はかかりません。
- 窓口での申請受付は、平日8:15~17:00となります。健康推進室窓口へお越しください。
- 必要書類等が揃っていない場合、交付できない場合があります。
- 郵送で申請された場合、書類に不備等があった場合には申請者へ連絡する場合がありますので、必ず申請書に連絡のつく電話番号(普段利用する携帯電話番号等)をご記入ください。不備があった場合、交付までに時間がかかる場合があります。

～お問い合わせ～

直島町役場健康推進室 (☎087-892-3400)